

神司発甲第211号
令和7年8月22日

法務省民事局参事官室 御中

神奈川県司法書士会
会長 坂根 隆志
横浜市中区吉浜町1
電話045-641-1372
メール jimukyoku@shiho.or.jp

「民法（成年後見等関係）等の改正に関する中間試案」に関する意見

神奈川県司法書士会は、民法（成年後見等関係）等の改正に関する中間試案に対し、以下のとおり意見する。

本意見書においては「被支援者」を「本人」と表現する。

（前注1）本試案では「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況」等の用語については、現行民法等の表現を用いているが、これらの用語に代わる改正の趣旨を踏まえたより適切な表現があれば、その用語の見直しも含めて検討すべきであるとの考え方がある。

また、本試案では、見直し後の制度において成年後見人、保佐人又は補助人に相当する立場にあるものとして「保護者」との用語を、同じく後見、保佐又は補助に相当するものとして「保護」との用語を用いているが、これらの用語を用いると確定したものではなく、「支援人」及び「支援」との用語を用いる考え方などがあり、用語については、引き続き、検討することを前提としている。なお、現行民法等の規律を説明する場合等には、「成年後見人」や「成年被後見人」との用語を用いることがある。

【意見趣旨】

見直し後の制度において成年後見人、保佐人又は補助人に相当する立場にあるものとして「保護者」との用語を、同じく後見、保佐又は補助に相当するものとして「保護」との用語を用いることに反対する。

【意見の理由】

現在、暫定的に用いられている「保護者」や「保護」との用語は、既に別の意味として日常的に使用されており、成年後見人、保佐人又は補助人に相当する立場の者の呼称として利用した場合、別の立場の者と混同が生じる懸念がある。特に一般的に未成年者の両親を指す「保護者」などとは、いずれの立場を指すか不明確となる場合が想定されるため、混乱のないような言葉とすべきである。

なお、現行法上の「成年後見人」と、新民法施行後の「成年後見人」は、権限などにおいて差異があるため、同一の名称を使用することについては消極意見もあるが、「成年後見人」は、広く市民に認知されるようになり、また「任意後見人」を

継続して使用するのであればこれと対となる用語としても分かりやすいとの理由から、「成年後見人」を使用すべきとの意見があった。

第1 法定後見の開始の要件及び効果等

1 法定後見の開始の要件及び効果

(1) 法定後見制度の枠組み、事理弁識能力の考慮の方法並びに保護開始の審判の方式及び効果
【甲案】

現行法の規律の基本的な枠組み（事理を弁識する能力（以下「事理弁識能力」という。）を欠く常況にある者については後見を開始し、事理弁識能力が著しく不十分である者については保佐を開始し、事理弁識能力が不十分である者については補助を開始する枠組み）を維持しつつ、所要の修正をするものとする。

（注）所要の修正としては、法定後見に係る期間を設けるとの考え方、民法第13条第1項に規定する行為の規律を見直すとの考え方、事理弁識能力を欠く常況にある者が保佐及び補助の制度を利用すること並びに事理弁識能力が著しく不十分である者が補助の制度を利用することを許容する考え方、取消権者に関する規律を見直すとの考え方、後見開始の審判の要件審査を厳格にするために手続に関する規律を見直すとの考え方がある（これらの複数の修正をするとの考え方もある。）。

【乙1案】

① 事理弁識能力が不十分である者については、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、請求権者の請求により、本人が特定の法律行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）をするにはその保護者の同意を得なければならない旨の審判をすることができるものとする。

② 事理弁識能力が不十分である者については、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、請求権者の請求により、本人のために特定の法律行為について保護者に代理権を付与する旨の審判をすることができるものとする。

（注1）事理弁識能力が不十分である者について、家庭裁判所は、請求権者の請求により、保護を開始する旨の審判をするものとした上で、家庭裁判所は、①の規律又は②の規律により、本人が特定の法律行為をするにはその保護者の同意を得なければならない旨の審判又は本人のために特定の法律行為について保護者に代理権を付与する旨の審判をするものとするとの考え方がある。

（注2）①の保護者の同意を得なければならない旨の審判をすることができる特定の法律行為については、民法第13条第1項に規定する行為の全部又は一部に限るものとするとの考え方がある。

（注3）①の規律に関して、本人が、保護者の同意を得なければならない旨の審判をすることについて同意する意思表示をすることができない場合は、保護者の同意を得なければならない旨の審判ではなく、本人が特定の法律行為をした場合にこれを取り消すことができる旨の審判をすることができるものとするとの考え方がある。この考え方においては、第1の1(2)においてイの【甲案】をとる場合は、本人が特定の法律行為をした場合にこれを取り消すことができる旨の審判をするについて、同イの【甲案】①のただし書の「本人の身体又は財産に重大な影響を与えるおそれがあるとき」を要件とするものとするものとなる。

【乙2案】

ア 事理弁識能力が不十分である者（事理弁識能力を欠く常況にある者を除く。）

① 事理弁識能力が不十分である者（事理弁識能力を欠く常況にある者を除く。）については、家庭裁判所は、請求権者の請求により、保護を開始する旨の審判をすることができるものとする。

② ①の保護（以下「保護A」ということがある。）を開始する旨の審判は、③の保護者の同意を要する旨の審判又は④の保護者に代理権を付与する旨の審判とともにしなければならないものとする。

③ 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、請求権者の請求により、本人が特定の法律行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）をするにはその保護者の同意を得なければならない旨の審判をすることができるものとする。ただし、その審判によりその同意を得なければならないものとする行為は、民法第13条第1項に規定する行為の全部又は一部に限るものとする。

④ 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、請求権者の請求により、本人のために特定の法律行為について保護者に代理権を付与する旨の審判をすることができるものとする。

イ 事理弁識能力を欠く常況にある者

① 事理弁識能力を欠く常況にある者については、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、請求権者の請求により、保護を開始する旨の審判をすることができるものとする。

② ①の保護（以下「保護B」ということがある。）を開始する旨の審判を受けた者がした民法第13条第1項に規定する行為は、取り消すことができるものとする。ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、この限りでないものとする。

③ 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、請求権者の請求により、②に掲げる行為以外の行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）について、本人がした行為を取り消すことができる旨の審判をすることができるものとする。

④ ①の保護（保護B）を開始する旨の審判に係る保護者は、次に掲げる事務について本人を代理するものとする。

a 民法第13条第1項に規定する行為

b ③によって取り消すことができる旨の審判がされた法律行為

c 本人に対する意思表示の受領

d 保存行為

⑤ 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、請求権者の請求により、④に掲げる行為以外の行為について、保護者に代理権を付与する旨の審判をすることができるものとする。

ウ 審判相互の関係

① イ①の保護（保護B）を開始する旨の審判をする場合において、本人がア①の保護（保護A）を開始する旨の審判を受けている者であるときは、家庭裁判所は、その本人に係るア①の保護（保護A）を開始する旨の審判を取り消さなければならないものとする。

② ①は、ア①の保護（保護A）を開始する旨の審判をする場合において、本人がイ①の保護（保護B）を開始する旨の審判を受けている者であるときについて、準用するものとする。

（注1）ア①の保護（保護A）による仕組みに関して、事理弁識能力を欠く常況にある者が保護Aを開始する旨の審判の申立て及びア④の保護者に代理権を付与する旨の審判の申立てをすることができる（事理弁識能力を欠く常況にある者は、イ①の保護（保護B）による仕組みのみでなく、ア①の保護（保護A）による仕組みのいずれも選択的に利用することができるが、ア①の保護（保護A）による仕組みのうち、ア③の保護者の同意を要する旨の審判をすることはできない）ものとするとの考え方がある。この考え方においては、第1の1(2)ウ【丙案】をとる場合に、事理弁識能力を欠く常況にある者について保護Aを開始する旨の審判及びア④

の保護者に代理権を付与する旨の審判をするについて、本人の同意を要件としないものとする
こととなる。

（注２）ア③並びにイ②及びイ④の「民法第１３条第１項に規定する行為」に
ついて見直す必要があるとの考え方がある。

（注３）家庭裁判所は、請求権者の請求により、イ②の取消しの対象となる法律行為の一部を
取消しの対象から除外する旨の審判をすることができるものとするとの考え方がある。

（後注）【乙１案】及び【乙２案】のいずれにおいても、次の規律を設けるもの
とする。

① 保護者が本人の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意をしないときは、家庭裁判所
は、本人の請求により、保護者の同意に代わる許可を与えることができる。

② 保護者の同意を得なければならない行為であって、その同意又はこれに代わる許可を得ない
でしたものは、取り消すことができる。

【意見趣旨】

乙１案に賛成する。

なお、上記審判にあたり、これまで以上に中核機関を積極的に活用し、成年後見
制度利用の是非の検討、本人の抱える課題及び本人の意向等の事前調査並びに整理
のための体制整備を求める。

また、現に成年後見制度を利用しているケースについて、新制度への移行方法の
検討を行うことを求める。

【意見の理由】

平成１２年の成年後見制度発足以降、我々司法書士は、多くの事件の後見人等に
就任し、法律専門職としての知見を活かしながら民法等の現行法にて与えられた枠
組みの中で成年後見制度利用者の権利擁護及び福祉増進に寄与してきた。また、平
成２９年に閣議決定された第一期成年後見制度利用促進基本計画において、「第三
者が後見人になるケースの中には、意思決定支援や身上保護等の福祉的な視点に乏
しい運用がなされているものもある」との指摘も真摯に受け止め、その後に策定さ
れた意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドラインを活用するなどして、運用の
改善に努めてきた。

その一方で、昨今の成年後見制度を取り巻く状況は変化し、現行法の枠組みの中
での運用改善のみならず、成年後見制度の基本理念を含めた制度設計の見直しの必
要性が生じており、従来の成年後見制度にとらわれることなく、本人にとって最善
な支援を行うことができる乙１案に賛成する。

なお、乙２案は「事理弁識能力を欠く常況にある者」に対して保護Ｂを開始する
旨の審判をすることができるものとして、家庭裁判所において事理弁識能力
の認定を行い、「事理弁識能力を欠く常況にある者」に対して予め定められた同意
権及び代理権を付与する仕組みは、支援者の側面からは効率的であると言える。し
かしながら、乙２案は現行の成年後見制度が抱える課題に対し抜本的な改善はなさ
れておらず、現行法の言葉の言い換えに過ぎない。

また、成年後見制度の創設の際の立案担当者の理解を前提とした場合における「事理弁識能力を欠く常況にある者」に該当しない者も、例えば時効の完成猶予などの場面において、成年被後見人として権利擁護が図られたことも事実である。つまり、乙2案では、現行法に比べて障がい者及び高齢者の権利が十分に守れない可能性がある。そのため、「法定後見の本人の相手方の催告権」「意思能力の受領能力」「時効の完成猶予」「民事訴訟・人事訴訟における訴訟能力」等の検討事項については、意思能力・行為能力・訴訟能力に関する検討事項として、新法における成年後見制度とは別に検討する必要があると考える。

よって、当会は乙1案に賛成する。

なお、乙1案の場合、医師の診断書、支援者の本人情報シート、家庭裁判所裁判官及び調査官等の面談だけで個別具体的な判断をして審判することは現実的ではない。また、医師の診断書及び本人情報シートの内容が、支援者側の意向に偏った内容であることもある。そのため、これまで以上に中核機関を積極的に活用し、後見制度利用の是非の検討（成年後見制度以外による本人の支援策の検討を含む）、本人の抱える課題及び本人の意向等を、事前に調査して整理する必要がある、そのための体制整備を国に求める。

また、当会は、本中間試案において、現に成年後見制度を利用している方に対する新制度への移行方法につき、一切記載がされていない点を非常に危惧している。現在、利用者全体の70%を超える成年後見人には包括的な代理権等が付与されていることを鑑みれば、新民法施行後に現在の成年後見制度の利用者についても移行が必要であると考ええる。

(2) 法定後見に係る審判をするための要件としての本人の同意等

第1の1(1)において、【甲案】をとる場合には次のアによるものとし、【乙1案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設けない場合）には次のイの【甲案】又は【乙案】のいずれかの案によるものとし、【乙2案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設ける場合）には次のウの【丙案】又は【丁案】のいずれかの案によるものとする。

ア 第1の1(1)において【甲案】をとる場合

現行法の規律（後見開始の審判、保佐開始の審判及び民法第13条第1項に規定する行為以外の行為について保佐人の同意を要する旨の審判においては本人の同意を要せず、保佐人に代理権を付与する旨の審判、補助開始の審判、補助人に代理権を付与する旨の審判及び補助人の同意を要する旨の審判においては本人の同意を要するとの規律）を維持するものとする。

イ 第1の1(1)において【乙1案】をとる場合

【甲案】（第1の1(1)において【乙1案】をとることを前提に）

① 本人以外の者の請求により、〔保護を開始する旨の審判及び〕保護者の同意を要する旨の審判をするには、本人の同意がなければならないものとする。ただし、本人がその意思を表示することができない場合において、本人の身体又は財産に重大な影響を与えるおそれがあるときはこの限りでないものとする。

② 本人以外の者の請求により、〔保護を開始する旨の審判及び〕保護者に代理権を付与する旨の審判をするには、本人の同意がなければならないものとする。ただし、本人がその意思を表

示することができない場合において、本人に著しい不利益があるときはこの限りでないものとする。

【乙案】（第1の1(1)において【乙1案】をとることを前提に）

本人が、〔保護を開始する旨の審判、〕保護者の同意を要する旨の審判及び保護者に代理権を付与する旨の審判をすることについて異議がある〔旨の届出をした〕ときは、家庭裁判所は、当該審判をすることができないものとする。

ウ 第1の1(1)において【乙2案】をとる場合

丙案】（第1の1(1)において【乙2案】をとることを前提に）

(ア) 事理弁識能力が不十分である者（事理弁識能力を欠く常況にある者を除く。）

本人以外の者の請求により、第1の1(1)【乙2案】ア①の保護（保護A）を開始する旨の審判、保護者の同意を要する旨の審判及び保護者に代理権を付与する旨の審判をするには、本人の同意がなければならないものとする。〔ただし、本人がその意思を表示することができない場合において、本人の利益を著しく害する事由があるときはこの限りでないものとする。〕

(イ) 事理弁識能力を欠く常況にある者

事理弁識能力を欠く常況にある者について第1の1(1)【乙2案】イ①の保護（保護B）を開始する旨の審判、民法第13条第1項に規定する行為以外の行為について本人がした行為を取り消すことができる旨の審判及び保護者に代理権を付与する旨の審判をするについて、本人の同意を要件としないものとする。

【丁案】（第1の1(1)において【乙2案】をとることを前提に）

(ア) 事理弁識能力が不十分である者（事理弁識能力を欠く常況にある者を除く。）

本人が、第1の1(1)【乙2案】ア①の保護（保護A）を開始する旨の審判、保護者に代理権を付与する旨の審判及び保護者の同意を要する旨の審判をすることについて異議がある〔旨の届出をした〕ときは、家庭裁判所は、当該審判をすることができないものとする。

(イ) 事理弁識能力を欠く常況にある者

第1の1(1)【乙2案】イ①の保護（保護B）を開始する旨の審判、民法第13条第1項に規定する行為以外の行為について本人がした行為を取り消すことができる旨の審判及び保護者に代理権を付与する旨の審判をすることについて、本人の同意等を要件としないものとする。

【意見趣旨】

甲案に賛成する。

なお、甲案における懸念事項を踏まえ以下の通り要望する。

①ただし書き以降、「本人がその意思を表示することができない場合」は、「本人の意思の確認が困難な場合」や「本人の意思の推定が難しい場合」にも射程を広げる。

②本人が保護の必要性を理解できずに反対している場合などは、本人の同意がない場合であっても、具体的必要性があり、かつ緊急性があるケースなどに限り、同意を要する旨の審判・代理権付与の審判を可能とする制度を設ける。

【意見の理由】

成年後見制度における基本理念の一つである本人の自己決定権の尊重は、今後も重視されるべきであることに異論はなく、同意を要する旨の審判・代理権付与の審判も本人の意思を最大限尊重すべきであると考える。

なお、甲案に対しては以下の懸念事項がある

- ①意思表示のできる本人が同意をしない場合は、審判が開始できないため、保護の必要なケースであっても、保護が開始できない。
- ②本人が意思表示できない場合、何をもって本人の同意とするのか、うなずくことしかできない本人の意思の評価が困難である。
- ③本人の同意を必要とした場合であっても、同意の意思表示をした後で、開始の審判前までに翻意するなど、本人の意思が不安定である場合などに、どの時点の同意の意思表示をもって同意があったとして扱うのか判断が難しい。
- ④同意を要する旨の審判・代理権付与の審判後に、同意を撤回した場合は、代理権消滅の審判を行うなど、別に議論する必要がある。

また、乙案は、本人が個々の必要性を理解せずに反対の意思表示をした場合、本人の自己決定権を尊重すると制度利用ができない可能性がリスクであると考ええる。

(3) 申立権者（請求権者）

第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても、次の【甲案】又は【乙案】のいずれかの案によるものとする。

【甲案】（第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても）

現行法の規律（本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保護者、保護者の監督人又は検察官を請求者とする規律）を維持するものとする。

（注）現行法の申立権者である「四親等内の親族」について、その範囲を四親等内よりも狭くするものとするとの考え方がある。

【乙案】（第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても）

現行法の申立権者に加えて、任意後見人が欠けたことにより任意後見契約が終了した時に任意後見監督人であった者や利害関係人を申立権者とするを含めて申立権者を広げる方向で見直すことについて、引き続き、検討するものとする。

（注1）現行法の申立権者である「四親等内の親族」について、その範囲を四親等内よりも狭くするものとするとの考え方がある。

（注2）本文で例示した事項のほかにも本人が公正証書によって法定後見の申立権者と指定した者を申立権者とする規律を設けることについて、引き続き、検討するものとする。

【意見趣旨】

乙案に賛成する。

なお、申し立て費用の負担については申立人ではなく、実情に応じて本人負担とすることが出来るようにすべきである。

【意見の理由】

本人以外の申立権者に関する議論の前提として、成年後見制度は本人支援の制度である趣旨に鑑み、可能な限り申立ては本人が自ら行うことが望ましい。本人以外の申立てに関しては、本人が申立てを行うことが出来ない場合に、申立てを行うことが出来る形とするのが良い。

上記前提を踏まえたうえで、さらに現在の社会においては 内縁の配偶者や事実上婚姻関係と同様の事情にある者など、本人を取り巻く関係も多様である。現行法で定められている申立権者に加え、これらの本人の生活状況などを詳細に把握している者などにも申立権を与えるべきと考える。

また、利害関係人についても、利害関係の有無にかかわらず担当ケアマネジャーやソーシャルワーカーなど本人を支援している福祉関係者などが申立てを出来るようにする必要があると考える。

現状、申立人が申立て費用を負担せざるを得ない状況が申立の障壁となっている。申立人負担とせず本人負担とすることは運用上認められているものの、条文上本人負担とすることを原則とすることを検討すべきである。申立人が負担した費用については、保護者が就任した後に、共益費用のような形にて、手続費用の印紙・切手・鑑定費用のみならず、実情に応じて申立費用総額についても事後的に本人より申立人に費用を返還することが可能となれば、申立人の経済的負担を軽減することができ、成年後見制度の利用促進にもつながる。

2 法定後見の規律に係る取消権者及び追認

第1の1(1)において、いずれの案をとる場合であっても、次の【甲案】から【丙案】までのいずれかの案によるものとする。

【甲案】（第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても）

(1) 取消権者

現行法の規律（法定後見の規律によって取り消すことができる行為は、本人（他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為にあつては、当該他の制限行為能力者を含む。）又はその代理人、承継人若しくは同意をすることができる者を取消権者とする規律）を維持するものとする。

(2) 追認

現行法の規律（取消権者を追認権者とする規律）を維持するものとする。

【乙1案】（第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても）

(1) 取消権者

法定後見の規律によって取り消すことができる行為は、本人又はその代理人、承継人若しくは取消権を付与する旨の審判を受けた保護者に限り、取り消すことができるものとする。

（注）取消権を付与する旨の審判を受けた保護者が取り消すことができる旨の規律に代えて（又は加えて）、本人の有する取消権の行使について代理権を付与する旨の審判を受けた保護者が取り消すことができる旨の規律を設けるとの考え方がある。

(2) 追認

現行法の規律（取消権者を追認権者とする規律）を維持するものとする。

【乙2案】（第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても）

(1) 取消権者

法定後見の規律によって取り消すことができる行為は、本人又はその代理人（法定後見の保護者を除く。）、承継人、同意をすることができる者、若しくは取消権を付与する旨の審判を受けた保護者に限り、取り消すことができるものとする。

(注) 取消権を付与する旨の審判を受けた保護者が取り消すことができる旨の規律に代えて(又は加えて)、本人の有する取消権の行使について代理権を付与する旨の審判を受けた保護者が取り消すことができる旨の規律を設けるとの考え方がある。

(2) 追認

現行法の規律(取消権者を追認権者とする規律)を維持するものとする。

【丙案】(第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても)

(1) 取消権者

法定後見の規律によって取り消すことができる行為は、本人又はその代理人(法定後見の保護者を除く。)若しくは承継人に限り、取り消すことができるものとする。〔事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設ける場合には〕本人が事理弁識能力を欠く常況にあるときは、家庭裁判所は、保護者に取消権を付与する旨の審判をすることができ、当該審判を受けた保護者は、当該行為を取り消すことができるものとする。

(2) 追認

取り消すことができる行為は、取消権者及び同意をすることができる者が追認したときは、以後、取り消すことができないものとする。

(注) 追認に係る現行法の規律(取消権者を追認権者とする規律)を維持するものとするとの考え方がある。

(後注)【甲案】、【乙1案】、【乙2案】及び【丙案】のいずれの案をとる場合であっても、保護者の義務の規律に関して、保護者が取消権を行使する場合には本人の意思を尊重する義務があることを明確にするとの考え方があることについては、保護者の職務及び義務の項を参照。

【意見趣旨】

甲案に賛成する。

【意見の理由】

取消権について本人の自己決定権を尊重する趣旨には賛成するが、取消権者と同意権者を分離し、個別に独立の審判とする必要性は乏しいと考える。

民法(成年後見等関係)等の改正に関する中間試案の補足説明12ページ

(2) 法定後見による保護の必要性

ア 現行法の規律及び見直しの検討の必要性

現行法の規律は、後記「現行法の規律」のとおりである。

法定後見による保護が必要であることとは、本人のため(本人を保護するため)に法定後見の効果を生じさせる必要があることをいうと考えられる。現行法の法定後見制度においては、後見開始の審判や保佐開始の審判について、具体的に保護の必要性の判断をすることなく審判をしている。このことに対しては、制度利用の動機となった課題が解決したと考えられる場合でも、事理弁識能力が回復しない限り制度の利用をやめることができないことや、本人の事理弁識能力の程度を基準として保護者に付与された法定の権限(代理権や取消権、同意権)の内容が本人にとって実際に必要と考えられる範囲を超える場合があることが問題であるとの指摘がある。また、本人が適切な時機に必要な範囲及び期間で制度を利用することができるようにするために、法定後見の開始に当たり、法定後見による保護が必要であることを個別に考慮する

ものとすることを求める意見があった。これらの意見等を踏まえると、法定後見による保護の必要性に関する見直しについて検討する必要があると考えられる。

イ 法定後見による具体的な保護の必要性

具体的な保護の必要性を判断することに関して、現行法の補助の制度において、特定の法律行為について、補助人に代理権を付与する旨の審判や補助人の同意を要する旨の審判をする際に具体的な必要性を判断していることを参考とすることが考えられ、若干の整理を試みる。現行法の補助の制度では、特定の法律行為とは、①具体的な個別の法律行為を指定する場合（例えば「本人所有の甲不動産の売却」と指定する場合）と、②抽象的な法律行為の種類を指定する場合（例えば「本人所有の不動産の売却」と指定する場合）とが含まれると解されている。本人のために特定の法律行為について保護者に代理権を付与することの具体的な必要性は、本人のために特定の法律行為をすることについて検討する必要があること（特定の法律行為をすることの適否を判断しなければならない合理的な事情が生じていること）、特定の法律行為を本人が自らすることができず、また、第三者に委任することもできないことから法定代理人が必要であることや本人が自らすることはできるが他人の援助を受ける方がよい場合であることといった観点を考慮して判断することが考えられる。

本人のした特定の法律行為を取り消すことができるものとする（その前提として、本人が特定の法律行為をするにはその保護者の同意を得なければならないこと）の具体的な必要性は、本人が特定の法律行為を将来行う可能性があること、特定の法律行為について取り消すことができるものとする必要があることといった観点を考慮して判断することが考えられる。

ウ 具体的な保護の必要性和抽象的な保護の必要性

(ア) 事理弁識能力が回復しない限り制度の利用をやめることができず、必要な範囲及び期間で法定後見制度を利用することができるようにするとの観点から、法定後見の利用を開始する審判について、法定後見による保護が必要であること（必要性）を要件とすることが考えられる。この考え方をとって開始の際に考慮する要件であることを前提に、法定後見による保護が必要であるとはいえなくなったことを法定後見の終了の要件とすることが考えられる。

部会においては、このような観点から、保護の必要性を法定後見の開始の際の要件として考慮することとし、保護の必要性がなくなった場合に法定後見の終了を認めるという考え方をとることについて、概ね、合意があったように思われる。

(イ) 他方で、この保護の必要性の要件の理解に関しては、部会において、二つの考え方が出された。一つの考え方は、特定の法律行為を取り消すことができるものとすることや特定の法律行為について保護者に代理権を付与することに関して、具体的な保護の必要性を認定する必要がある要件であるとの考え方である。この考え方によれば、審判の対象との関係で（具体的に）保護の必要性の存在を認定することができる場合に要件の充足が認められることとなる。この考え方は、現行法の補助の制度における必要性の考慮と同様の整理をするものであると考えられる。もう一つの考え方は、本人の事理弁識能力の程度や本人が法定後見による保護を求めていることを踏まえて、抽象的には保護の必要性が存在しているとして、必要性の認定を阻却する事由がない限り、保護の必要性の要件を満たすとの考え方である。この考え方によれば、保護の必要性の存在を阻害する事情があると認められない限り要件の充足が認められることとなる。

例えば、代理権の付与の観点では、制度利用の動機となった遺産分割や不動産売買については事務の必要性があるが、その他の事務についてその必要性が認められないような場合には、制度利用の動機となった事務が終了したときに、保護の必要性の存在を阻害するということができると整理し、また、取消権の付与の観点では、本人の状況を踏まえて、本人が法律行為をす

ることが考え難い状況であるような場合に保護の必要性を阻害するということができる整理するものであると考えられる。

エ 法定後見以外の支援等があること

(ア) 法定後見による保護の必要性に関連して、法定後見でない方法によって本人の課題を解消することができ、法定後見による保護をするまでもないときは、法定後見でない方法を優先させ、法定後見を開始しないものとするとの考え方がある。なお、このような考え方は、

「補充性」という用語を用いて説明されることがある。ここで、法定後見でない方法としては、例えば、任意後見、委任による任意代理、信託等のほか行政等による支も想定される。部会においては、行政等の支援の一例として日常生活自立支援事業を指摘する意見も出されたが、同事業は飽くまでも予算事業の性質のものであって法定化された制度とは異なる点を指摘する意見も出された。

この法定後見以外の支援があることとの要素は、法定後見以外の支援があるときに法定後見制度を開始しないことによって、法定後見制度の利用を必要最小限とするためのものであると考えられる。

(イ) この法定後見以外の支援があることを法定後見による保護の必要性の要件とは別個のものとして、法定後見以外の支援がないことが法定後見の開始における（消極的な）要件であるとの整理をする考え方に立脚する場合には、法定後見を開始するためには、家庭裁判所が他の支援等が存在しないとの認定をすることができなければ法定後見の開始を差し控えることとなる。

この考え方に対しては、消極的な要件の立証の困難性を背景として家庭裁判所が前記の認定をすることができなければ法定後見の開始を差し控えるということが制度として相当であるのかという指摘や、法定後見以外の支援と法定後見の優先関係をどのように判断するのか（法定後見が常に他の方法に劣後すると考える必然性があるのか）という指摘が考えられる。

他方で、この法定後見以外の支援があることを法定後見による保護の必要性を否定する方向に作用する事実と整理することも可能であると考えられる。

このような議論状況も踏まえつつ、法定後見以外の支援の有無も考慮した上で法定後見による保護の具体的な必要性を認定判断すれば足りるとも考えられることから、この提案においては、法定後見以外の支援等があること（又は法定後見以外の支援がないこと）を法定後見の開始のための独立の要件とする案は提案していない。

(ウ) また、部会においては、原則として任意後見を法定後見に優先させる仕組みとする考え方が出された。例えば、取消権による保護が必要とき及び本人が事理弁識能力を欠く常況にある者であるときを除き、任意後見によって本人保護を図ることができる場合には、法定後見による保護の必要性は認められないとして、法定後見を開始することとせず、任意後見契約を締結し、任意後見によって本人保護を図るものとする考え方である。この点については、引き続き検討する必要があると考えられる。

【意見趣旨】

状況に応じて双方をバランスよく考慮すべきである。

【意見の理由】

法定後見開始にあたり具体的な保護の必要性・抽象的な保護の必要性について検討する点は賛成であるが、具体的な保護の必要性、抽象的な保護の必要性については、本人にとって支援が必要であるかを基準に判断すべきものである。よって支援

の必要性が、具体的に顕在化しているか、抽象的な保護の必要性に留まるかによらず、本人にとって支援の必要性を考慮し、柔軟に判断することが求められる。

特に代理権の付与について本人の同意が得られるケースであれば、個別具体的な代理権の必要性について、必ずしも具体的な必要性が無い場合であっても、本人が同意する限りにおいて抽象的な保護の必要性をもって代理権付与の審判を行うことも可能であると考ええる。

第2 法定後見の終了

法定後見の開始の審判又は保護者に権限を付与する旨の（個別の）審判の取消し

第1の1(1)において、【甲案】をとる場合には次の(1)によるものとし、【乙1案】をとる場合には次の(2)によるものとし、【乙2案】をとる場合には次の(3)によるものとする。

(1) 第1の1(1)において【甲案】をとる場合現行法の規律を維持するものとする。

(2) 第1の1(1)において【乙1案】をとる場合

① 本人の事理弁識能力が回復してその程度が不十分であるとはいえなくなったときは、家庭裁判所は、請求権者の請求により、〔保護開始の審判、〕保護者の同意を要する旨の審判及び〔特定の法律行為を取り消すことができる旨の審判並びに〕保護者に代理権を付与する旨の審判を取り消さなければならないものとする。

② 家庭裁判所は、必要がなくなつたと認める場合には、請求権者の請求により、保護者の同意を要する旨の審判及び〔特定の法律行為を取り消すことができる旨の審判並びに〕保護者に代理権を付与する旨の審判を取り消すことができるものとする。

〔③ 保護者の同意を要する旨の審判及び特定の法律行為を取り消すことができる旨の審判並びに保護者に代理権を付与する旨の審判を全て取り消す場合には、家庭裁判所は、保護開始の審判を取り消さなければならないものとする。〕

（注1）保護開始の審判をするものとする考え方をとる場合に、保護開始の審判を取り消さなければならないものとするのではなく、保護を終了する旨（法定後見を終了する旨）の審判をしなければならないものとするとの考え方がある。

（注2）本人以外の者の請求により、〔保護開始の審判を取り消す旨の審判又は〕保護者の同意を要する旨の審判の取消しの審判〔若しくは特定の法律行為を取り消すことができる旨の審判の取消しの審判〕若しくは保護者に代理権を付与する旨の審判の取消しの審判をするには、本人の同意がなければならないものとするとの考え方がある。

(3) 第1の1(1)において【乙2案】をとる場合

① （第1の1(1)【乙2案】ア①の保護（保護A）を開始する旨の審判がされている場合に）本人の事理弁識能力が回復してその程度が不十分であるとはいえなくなったときは、家庭裁判所は、請求権者の請求により、保護Aを開始する旨の審判を取り消さなければならないものとする。

② （第1の1(1)【乙2案】イ①の保護（保護B）を開始する旨の審判がされている場合に）本人の事理弁識能力が回復して事理弁識能力を欠く常況である者であるとはいえなくなったときは、家庭裁判所は、請求権者の請求により、保護Bを開始する旨の審判を取り消さなければならないものとする。

③ 家庭裁判所は、必要がなくなつたと認める場合には、請求権者の請求により、保護者の同意を要する旨の審判及び保護者に代理権を付与する旨の審判並びに民法第13条第1項に規定する行為以外の行為について本人がした行為を取り消すことができる旨の審判を取り消すことができるものとする。

④ 保護者の同意を要する旨の審判及び保護者に代理権を付与する旨の審判を全て取り消す場合には、家庭裁判所は、保護Aを開始する旨の審判を取り消さなければならないものとする。

⑤ 家庭裁判所は、必要がなくなつたと認める場合には、請求権者の請求により、保護Bを開始する旨の審判を取り消すことができるものとする。

（注1）保護開始の審判を取り消さなければならないものとするのではなく、保護を終了する旨（法定後見を終了する旨）の審判をしなければならないものとするとの考え方がある。

（注2）本人以外の者の請求により、保護開始の審判を取り消す旨の審判又は保護者の同意を要する旨の審判の取消しの審判若しくは保護者に代理権を付与する旨の審判の取消しの審判をするには、本人の同意がなければならないものとするとの考え方がある。

（後注）法定後見の終了の規律等の見直しに伴い、現行法の仕組みよりも法定後見の保護者がその地位を有しないこととなる場面が増えることに照らし、本人の取引の相手方の保護について必要な見直しをすることについて、引き続き、検討するものとする。

【意見趣旨】

第1の1（1）において乙1案をとることを前提に、第2の1（2）①、②及び（注2）に賛成。

ただし、第2の1（2）②でいう「必要がなくなつたと認める場合」についての判断は慎重であるべきと考える。

【意見の理由】

現行の成年後見制度などは、一度就任すると多くの場合は、本人が死亡するまで支援が続く制度になっている。一方で本人の支援に対する具体的な必要性が消滅した場合などについては法定後見の審判の取消しが出来る制度は必要である。

仮に申立て時の具体的な必要性が解消したとしても以下のような場合でない限り、依然として具体的な必要性が生じているため、審判の取消しは困難であると考え

1. 本人の事理弁識能力が回復した場合。
2. 本人により財産管理が可能である場合、または財産管理権限のある者がいる場合。
3. 他の制度や社会資源を活用することにより、本人による財産管理ができる場合。

法定後見の制度のみならず、幅広く本人を支援する社会的な支援制度を拡充することが、より本人の希望やニーズに即した支援が行える体制となるため、法定後見の取消しの議論に際しては、様々な社会資源の活用を含めた社会的基盤の整備も併せて求める。

前述の通り、新しい法定後見制度は、現行の法定後見制度と比べ、審判を取り消すことが出来る制度とすることには賛成するが、本人が審判取消しに同意していない場合など、本人以外の者からの請求のみで審判を取り消すことが出来る制度とする必要性は極めて低く、審判の取消しをすることが出来る事例は限定的である。

審判の取消しをする場合は、その他の支援施策と合わせて検討すべき課題であることから、新しい法定後見制度は審判の取消しが出来る制度であるという点のみが、広く市民に認知されることのないよう、正しい制度への理解に関する広報が重要であると考ええる。

2 法定後見に係る期間

第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても、次の【甲案】、【乙1案】又は【乙2案】のいずれかの案によるものとする。

【甲案】（第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても）
現行法の規律を維持する（法定後見に係る期間は設けない）ものとする。

【乙1案】（第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても）

① 家庭裁判所は、次の審判をする場合には次の期間を定めなければならないものとする。

- a 保護者に代理権を付与する旨の審判 保護者が代理権を有する期間
- b 保護者の同意を要する旨の審判 保護者の同意を要する期間
- c 本人のする法律行為を取り消すことができる旨の審判・取り消すことができる法律行為の期間
- d 保護者を選任する審判 その任期

② 保護者は、① a から d までの期間が満了する前の一定期間の間に、① a から d までの期間の更新の可否について、家庭裁判所に報告をしなければならないものとする。

③ 保護者及び① a から d までの審判の請求権者は、① a から d までの期間が満了する前の一定期間の間に、① a から d までの期間の更新を求める旨の申立てをすることができるものとする。

（注1）期間を定めることを必要的とせず、家庭裁判所の裁量によって定めることができるものとするとの考え方がある。

（注2）期間については、家庭裁判所の裁量に委ねる考え方、上限を法定した上でその範囲で家庭裁判所の裁量に委ねる考え方がある。

（注3）期間満了する前の一定期間の間に、②の報告がないときは、家庭裁判所が職権で① a から d までの期間を伸長することができるものとするとの考え方がある。

（後注）この考え方は、②の報告をしないことが保護者の解任事由となり得る（現行民法第846条の「その他後見の任務に適しない事由があるとき」に該当し得る）ものであることを前提としている。

【乙2案】（第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても）

① 保護者は、法定後見の開始から法定された期間（〔 〕年）経過後〔 〕月内に、家庭裁判所に対し、法定後見の要件の存在に関する報告をしなければならないものとする。

② 家庭裁判所は、①の報告又は①の報告がなく職権で調査した結果により、法定後見の要件が存在していると認めることができない場合には、申立てにより又は職権で、保護を開始する審判を取り消す〔終了する〕旨の審判又は保護者に代理権を付与する旨の審判若しくは保護者の同意を要する旨の審判を取り消す旨の審判をするものとする。

（後注）この考え方は、①の報告をしないことが保護者の解任事由となり得る（現行民法第846条の「その他後見の任務に適しない事由があるとき」に該当し得る）ものであることを前提としている。

【意見趣旨】

甲案に賛成する。

【意見の理由】

保護の終了はその必要性の有無において判断されるべきであり、期間の経過によるべき合理性はないと考える。

また、第2の1において保護の終了の制度が検討されているため、更に期間を定める必要性は低いと考える。

以上の理由から、法定後見制度に期間を設け終了事由とするのではなく、保護の必要性の有無について、家庭裁判所に対する定期報告において、支援における課題等を家庭裁判所と共有し、審判取消しの是非を判断する形が良いと考える。

第3 保護者に関する検討事項

2 保護者の解任（交代）等

第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても、次の【甲1案】、【甲2案】、【乙1案】又は【乙2案】のいずれかの案によるものとする。

【甲1案】（第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても）

(1) 解任事由

現行法の規律を維持する（保護者に不正な行為、著しい不行跡その他の保護の任務に適しない事由があるときとの規律を維持し、新たに解任事由に関する規律を設けない）ものとする。

（注）現行法の解任事由の文言については、引き続き、検討するものとする。

(2) 欠格事由

現行法の規律（家庭裁判所で免ぜられた保護者であることを欠格事由とする規律）を維持するものとする。

【甲2案】（第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても）

(1) 解任事由

現行法の規律を維持する（保護者に不正な行為、著しい不行跡その他の保護の任務に適しない事由があるときとの規律を維持し、新たに解任事由に関する規律を設けない）ものとする。

注）現行法の解任事由の文言については、引き続き、検討するものとする。

(2) 欠格事由

現行法の解任事由のうち、保護者が「不正な行為」及び「著しい不行跡」によって解任されたことは欠格事由とするものとし、「その他の保護の任務に適しない事由があるとき」によって解任されたことは欠格事由としないものとする。

（注）法定後見の保護者については、欠格事由の規律を削除するものとするとの考え方がある。

【乙1案】（第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても）

(1) 解任事由

① 解任事由に関して、本人の利益のために特に必要がある場合を念頭において、新たに解任事由の規律を設けるものとする。

② 新たに設ける解任事由による解任の手続は、請求権者による請求又は職権により、行うものとする。

（注1）請求権者については、現行法と同様のものとする考え方と、狭くする考え方がある。

（注2）現行法の解任事由の文言については、引き続き、検討するものとする。

(2) 欠格事由

保護者が現行法の解任事由によって解任されたことを欠格事由とする規律は維持するものとし、新たに設ける解任事由によって解任されたことを欠格事由としないものとする。

【乙2案】（第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても）

(1) 解任事由

① 解任事由に関して、本人の利益のために特に必要がある場合を念頭において、新たに解任事由に関する規律を設けるものとする。

② 新たに設ける解任事由による解任の手続は、請求権者による請求又は職権により、行うものとする。

（注1）請求権者については、現行法と同様のものとする考え方と、狭くする考え方がある。

（注2）現行法の解任事由の文言については、引き続き、検討するものとする。

(2) 欠格事由

現行法の解任事由のうち、保護者が「不正な行為」及び「著しい不行跡」によって解任されたことは欠格事由とするものとし、「その他の保護の任務に適しない事由があるとき」及び新たに設ける解任事由によって解任されたことを欠格事由としないものとする。

（注）法定後見の保護者については、欠格事由の規律を削除するものとするとの考え方がある。

【意見趣旨】

乙2案に賛成する。

但し、「その他の保護の任務に適さない事由」及び新たに設ける欠格事由にあたらない理由での終了をまとめて「解任」という文言とすることには反対する。「退任」事由などとして「解任」とは区別すべきである。

【意見の理由】

本人の利益のために新たに解任事由を設けることに賛成である。なぜなら個別の事情（性格の不一致など）により解任が認められないと本人と後見人との関係性が悪化したまま後見人が辞任しない限り続くことになり本人の利益の保護が十分に行えないからである。

また、「その他の保護の任務に適さない事由」及び新たに設ける欠格事由にあたらない理由での終了は、当該事案以外の他の事案においても、法定後見の保護者として不適任であるとまでする必要や相当性が低いことから、「退任」として現行法の「解任」とは異なる扱いとすべきである。

3 保護者の職務及び義務

(2) 財産の調査及び目録の作成等

ア 財産の調査及び目録の作成並びに財産の目録の作成前の権限

第1の1(1)において、【甲案】をとる場合には次の(ア)によるものと、【乙2案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設ける場合）には次の(イ)によるものとし、【乙1案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設けない場合）には次の(ウ)によるものとする。

(ア) 第1の1(1)において【甲案】をとる場合

現行法の規律（成年後見人については本人の財産を調査し、その目録を作成しなければならず、財産の目録の作成を終わるまでは急迫の必要がある行為のみをする権限を有する旨の規律）を維持するものとする。

(イ) 第１の１(１)において【乙２案】をとる場合

第１の１(１)【乙２案】ア①の保護（保護Ａ）の保護者について財産の調査及び目録の作成、財産目録の作成前の権限に関する規律を設けないものとし、第１の１(１)【乙２案】イ①の保護（保護Ｂ）の保護者について財産の調査及び目録の作成、財産目録の作成前の権限に関する規律を設ける（維持する）ものとする。

(ウ) 第１の１(１)において【乙１案】をとる場合

成年後見制度における財産の調査及び目録の作成、財産目録の作成前の権限に関する規律を設けない（削除する）ものとする。

（注）第１の１(１)において、【甲案】をとる場合の保佐若しくは補助、【乙２案】をとる場合の保護Ａ又は【乙１案】をとる場合であっても、家庭裁判所が必要があると認めるときは、保護者に財産の調査及び目録の作成を命ずることができ、当該保護者は財産の目録の作成を終わるまでは急迫の必要がある行為のみをする権限を有する旨の規律を設けるものとするとの考え方がある。

イ 成年後見人の本人に対する債権又は債務の申出義務、成年被後見人が包括財産を取得した場合についての準用及び支出金額の予定 成年後見人の本人に対する債権又は債務の申出義務、成年被後見人が包括財産を取得した場合についての準用及び支出金額の予定の規律については、前記アの財産の調査及び目録の作成、財産の目録の作成前の権限に関する規律と同様とするものとする。

ウ 財産の管理及び代表

第１の１(１)において、【甲案】をとる場合には次の(ア)によるものとし、【乙２案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設ける場合）及び【乙１案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設けない場合）には次の(イ)によるものとする。

(ア) 第１の１(１)において【甲案】をとる場合

現行法の規律（成年後見人は、本人の財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為について本人を代表する旨の規律）を維持するものとする。

(イ) 第１の１(１)において【乙１案】又は【乙２案】をとる場合

保護者は、本人の財産を管理し、かつ、財産に関する法律行為について本人を代表する旨の規律を設けない（削除する）ものとする。

【意見趣旨】

中間試案１４頁（ウ）に賛成する。

【意見の理由】

財産目録の作成前であっても、必要に応じて代理権・同意権を行使することを可能とし、家庭裁判所が代理権・同意権の行使の前提として財産目録の作成が必要であると認めるときは、保護者に財産の調査及び目録の作成を命ずることができる制度とするのが良い。

(3) 成年後見人による郵便物等の管理

第1の1(1)において、【甲案】をとる場合には次のアによるものとし、【乙2案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設ける場合）には次のイによるものとし、【乙1案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設けない場合）には次のウによるものとする。

ア 第1の1(1)において【甲案】をとる場合

現行法の規律（家庭裁判所は、請求により、成年後見人に限って、その事務を行うに当たって必要があるときに6か月を超えない期間を定めて本人宛ての郵便物を成年後見人に配達すべき旨を囑託することができる旨の規律）を維持するものとする。

イ 第1の1(1)において【乙2案】をとる場合

第1の1(1)【乙2案】ア①の保護（保護A）の保護者について郵便物等の管理の規律を設けないものとし、第1の1(1)【乙2案】イ①の保護（保護B）の保護者について郵便物等の管理の規律を設ける（維持する）ものとする。

ウ 第1の1(1)において【乙1案】をとる場合

郵便物等の管理の規律を設けない（削除する）ものとする。

（注）アからウまでのいずれにおいても、郵便物等の管理の規律を設けるものとするとの考え方があ

【意見趣旨】

中間試案16頁2行目（注）に賛成する。

【意見の理由】

郵便物等の管理に際し、本人の意思や希望によって保護者による管理を望むケースも想定されるところ、そのようなケースにおいては、本人の同意を条件に保護者において郵便物などの管理を可能とする制度が良い。

また、本人の意思が確認できないケースにおいては、現行法の規定を維持することで本人の権利を保護する制度とするのが良い。

なお、囑託の期間については、1年単位で届く郵便物があることも考慮し、6箇月を超えることができないとする現行の規律を改め、1年を超えない範囲で定めるべきである。

(4) 成年被後見人の居住用不動産の処分についての許可、利益相反行為、成年後見の終了の際の後見の計算等

第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても、次の案によるものとする。

成年被後見人の居住用不動産の処分についての許可、利益相反行為、成年後見の終了の際の後見の計算等前記(1)から(3)まで以外の保護者の職務及び義務の規律（現行民法第4編第5章第3節（後見の事務）及び第4節（後見の終了）に相当する規律のうち報酬、監督及び本人死亡後の権限の規律を除いたもの）については、現行法の規律を維持するものとする。

（注1）保護者が本人の財産状況を正確に把握することができるようにするために、保護者は、その事務を行うため必要があるときは、家庭裁判所の許可を得て、本人の財産の状況を調査することができる旨の規律を設けるものとするとの考え方があ

（注2）家庭裁判所が保護者に対して本人の治療行為その他の医的侵襲に関する同意権を付与することができる旨の規律について議論する必要があるとの考え方があ

人の治療行為その他の医的侵襲に関する同意権を付与することについては慎重に検討する必要があるとの考え方がある。

【意見趣旨】

成年被後見人の居住用不動産の処分についての許可、利益相反行為、成年後見の終了の際の後見の計算等については、いずれも現行法の規律を維持することに賛成する。

4 本人の死亡後の成年後見人の権限（死後事務）等

第1の1(1)において、【甲案】をとる場合には次の(1)によるものとし、【乙2案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設ける場合）には次の(2)によるものとし、【乙1案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設けない場合）には次の(3)によるものとする。

(1) 第1の1(1)において【甲案】をとる場合

現行法の規律（成年後見人は、成年被後見人が死亡した場合において、必要があるとき等は、相続人が相続財産を管理することができるに至るまで、特定の財産の保存に必要な行為、弁済期が到来している債務の弁済をすることができ、また、家庭裁判所の許可を得て、死体の火葬若しくは埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為をすることができる旨の規律）を維持するものとする。

（注）保佐人及び補助人に死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結の権限を有する（ただし、家庭裁判所の許可を得なければならないものとする。）旨の規律を設けるものとするとの考え方がある。

(2) 第1の1(1)において【乙2案】をとる場合

第1の1(1)【乙2案】ア①の保護（保護A）の保護者について本人の死亡後の保護者の権限の規律を設けないものとし、第1の1(1)【乙2案】イ①の保護（保護B）の保護者について本人の死亡後の保護者の権限の規律を設ける（規律を維持する）ものとする。

（注）第1の1(1)【乙2案】ア①の保護（保護A）の保護者に死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結の権限を有する（ただし、家庭裁判所の許可を得なければならないものとする。）旨の規律を設けるものとするとの考え方がある。

(3) 第1の1(1)において【乙1案】をとる場合

本人の死亡後の保護者の権限の規律を設けない（規律を削除する）ものとする。

（注）保護者に本人の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結の権限を有する（ただし、家庭裁判所の許可を得なければならないものとする。）旨の規律を設けるものとするとの考え方がある。

（後注）(1)から(3)までの（注）の考え方に関し、(1)の（注）の保佐人及び補助人並びに(2)及び(3)の各（注）の各保護者について、①相続財産に属する特定の財産の保存に必要な行為、②相続財産に属する債務の弁済（弁済期が到来しているものに限る。）及び相続財産の保存に必要な行為のうち、これらの者が本人の死亡前に有していた権限と関係性を有するものについて、家庭裁判所の許可を得た上で、これらの者がその行為をすることができる旨の規律を設けるものとするとの考え方について、引き続き、検討するものとする。

【意見趣旨】

第1の1(1)において乙1案をとる場合、(3)（注）に賛成する。

【意見の理由】

火葬・埋葬については、現行の保佐人・補助人においても、事実上やむを得ない場合は対応している実情があり、必要性に応じて家庭裁判所の許可を得ることを条件に現行の規定よりも広く認める必要があるため。

5 保護者の報酬

第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても次の案によるものとする。

現行法の規律（家庭裁判所は、保護者及び本人の資力その他の事情によって、本人の財産の中から、相当な報酬を保護者に与えることができるとの規律）を基本的に維持するものとしつつ、家庭裁判所が相当な報酬を判断するに当たって保護者が行った事務の内容等を適切に評価することを明らかにする観点から、保護者が行った事務の内容といった考慮要素を明確にする考え方について、引き続き、検討するものとする。

【意見趣旨】

報酬算定については現行法の規律を維持しつつも、各家庭裁判所における報酬の付与の額の平均等の過去の実績を示すことで、保護者の報酬の額の予測可能性を高める案に賛成する。

なお、各自治体における成年後見制度利用支援事業についても、しかるべき諸官庁と連携して対応する必要がある。

【意見の理由】

概ね御部会検討のとおりである。

ただし、保護者の報酬に対して自治体からの助成を受けられるか否かは、本人や親族等の利害関係人にとっては大きな関心事であり、保護者の報酬の額の予測可能性と密接な関係があり、本民法改正にも少なからず影響があることから、成年後見制度利用支援事業の推進についても、しかるべき諸官庁と連携すべきと考える。

6 保護者の事務の監督

第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても次の案によるものとする。

現行法の規律（家庭裁判所は、いつでも、保護者に対し保護の事務の報告若しくは財産の目録の提出を求め、又は保護の事務若しくは本人の財産の状況を調査することができ、また、利害関係人の請求により又は職権で、本人の財産の管理その他保護の事務について必要な処分を命ずることができる旨の規律）を維持するものとする。

【意見趣旨】

現行法の規律を維持する案に賛成する。

【意見の理由】

現行法以上の過度な監督機能の強化は制度利用の萎縮を招くことになりかねない。今後専門職後見人だけでなく、市民後見人が増加する可能性を鑑みれば、過度の報告義務などを課すことは、保護者の負担感を増すことになり、結果として制度利用を困難とする恐れがあると考ええる。

第4 法定後見制度に関するその他の検討事項

6 成年被後見人の遺言

第1の1(1)において、【甲案】をとる場合には次の(1)によるものとし、【乙2案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設ける場合）には次の(2)によるものとし、【乙1案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設けない場合）には次の(3)によるものとする。

(1) 第1の1(1)において【甲案】をとる場合

現行法の規律（成年被後見人の遺言の規律）を維持するものとする。

(2) 第1の1(1)において【乙2案】をとる場合

第1の1(1)【乙2案】ア①の保護（保護A）の本人について現行法の規律を設けないものとし、第1の1(1)【乙2案】イ①の保護（保護B）の本人については現行法の規律（成年被後見人の遺言の規律）を維持するものとする。

(3) 第1の1(1)において【乙1案】をとる場合

成年被後見人の遺言の規律を設けない（削除する）ものとする。

【意見趣旨】

(3)に賛成する。

【意見の理由】

第1の1(1)において【乙1案】をとれば、家庭裁判所が事理弁識能力を欠く常況にあるとの認定をすることはないことを踏まえると、成年被後見人の遺言の規律を削除することは当然の帰結であり、個別具体的に判断されるべきだからである。

以上